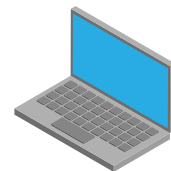




# 公共施設予約システムを導入します

## 4月1日から、スマホ・パソコンで施設の利用予約ができます



本市では、施設の空き状況の確認や利用予約を皆さまのスマートフォンやパソコンからオンラインで行える公共施設予約システムを導入しました。

下記の対象施設に記載している7施設については、施設の開館日時を問わず、24時間365日いつでも空き状況の確認や利用予約が可能です。また、施設の窓口での申請書による予約受付も継続して行いますので、予約しやすい方法を選んでいただくことができます。

### 対象施設

- ①スポーツ総合センター（サンアリーナ）
- ②那賀川スポーツセンター
- ③屋内多目的施設（あななんアリーナ）
- ④文化会館（夢ホール）
- ⑤情報文化センター（コスモホール）
- ⑥阿南ひまわり会館
- ⑦富岡公民館



### 利用方法

阿南市公共施設予約システム <https://anan.shisetsu-info.jp> にアクセスしてください。スマートフォンをお使いの場合は、下記2次元コードを読み取りいただくか、阿南市公式LINEのリッチメニューから1タップでご利用できます。

- ・施設の空き状況を確認する場合 ⇒ログイン無しでどなたでも確認できます。
- ・施設の予約を行う場合 ⇒システムの「利用者登録」ボタンから、利用者登録を行ってください。3月1日から利用者登録が可能です。
- ・本システムの操作方法については、市ホームページをご確認ください。  
(右側の2次元コードからでも同ページにアクセスできます。)



阿南市公共施設  
予約システム



操作方法について  
(市ホームページ)

問い合わせ 行革デジタル戦略課 ☎24-8024

※施設の利用に関するご質問は、各施設にお問い合わせください。

## 国民健康保険の電子申請サービスを開始します

阿南市国民健康保険の一部の手続きが3月1日(水)から「阿南市電子申請サービス」によるオンラインで手続きできるようになりました。これにより、従来は窓口にお越しいただく必要があった手続きが、市ホームページや阿南市LINE公式アカウントからいつでもできるようになります。

### 利用できる手続き

- ・国民健康保険資格喪失届
- ・限度額適用認定証／限度額適用標準負担額減額認定証の申請
- ・国民健康保険証再交付申請



### 手続きに必要なもの

- ・スマートフォン(※)
- ・署名用電子証明書発行済みのマイナンバーカード
- ・各種申請に必要な書類の画像データ(新しく加入した健康保険証など)

※LINEアプリおよびJPKI利用者ソフト(電子署名)アプリをインストールする必要があります。

### 申請方法

- 市ホームページから申請する場合  
ホームページトップ画面の「電子申請」からお手続きください。  
※LINEアプリを使用せず申請する場合は、利用者登録が必要となります。
- LINEアプリから手続きする場合  
LINEで「阿南市LINE公式アカウント」を友だち登録した後、電子申請フォームからお手続きください。



阿南市LINE公式アカウント

問い合わせ 保険年金課 ☎22-1118

# 徳島県知事選挙 および 徳島県議会議員一般選挙 4月9日(日)が投票日です



徳島県知事選挙(告示日3月23日(木))および徳島県議会議員一般選挙(告示日3月31日(金))が、次の日程で行われます。

**日時** 4月9日(日) 7:00~20:00

※伊島投票区は8日(土)

※大井・大田井・阿瀬比・新野西・福井上分・  
蒲生田・後・椿泊は19:00まで

## 伊島投票区 投票所の変更

令和5年に執行される選挙から、伊島投票区の投票所を変更します。

**【旧投票所】** 伊島小学校・中学校体育館  
(伊島町瀬戸3番地2)



**【新投票所】** 伊島町高齢者ふれあいセンター  
(伊島町瀬戸39番地)

## ■期日前投票

投票当日に仕事や旅行、レジャーや冠婚葬祭などにより、投票所に行くことができないと見込まれる方は次のとおり期日前投票ができます。

**日時 知事** 3月24日(金)~4月8日(土)  
8:30~20:00

**県議** 4月1日(土)~8日(土)  
8:30~20:00

※伊島投票区は7日(金)まで

**場所** 市役所1階 多目的スペース

## ■年齢要件

平成17年4月10日以前に生まれた方

## ■住所要件

**知事** 令和4年12月22日以前に阿南市で住民票が作成され、引き続き3カ月以上住んでいる方

**県議** 令和4年12月30日以前に阿南市で住民票が作成され、引き続き3カ月以上住んでいる方

※知事選は令和4年11月22日以降、県議選は令和4年11月30日以降、阿南市から引き続き県内の市町村へ住所を移された方で、転入地の選挙人名簿に登録されていない方が投票する場合は、いずれかの市町村の長が交付する「引き続き都道府県の区域内に住所を有する旨の証明書(以下、「引き続き証明書」という。)または「引き続き都道府県の区域内

に住所を有すること」の確認が必要となります。「引き続き証明書」は、あらかじめ最寄りの市町村の住民担当課の窓口で請求し、交付してもらっておくとスムーズに投票できます。(不在者投票をする場合は、投票用紙を請求する際に必要になります。)

ただし、いずれの選挙も投票日当日までに県外へ転出した場合は、投票できません。

## ■郵便等による不在者投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方で、障がいのある方や介護保険の被保険者証の要介護状態が「要介護5」の方は、「郵便等による不在者投票」ができます。ただし、あらかじめ選挙管理委員会に申請が必要です。申請に必要なもの等はお問い合わせください。

## ■投票所入場券

世帯主あて(4人連記)に「投票所入場券」を郵送します。各自の部分を取り取り、投票所へお持ちください。なお入場券がなくても投票資格があれば投票できますので、投票所でお申し出ください。

## ■選挙公報

選挙公報は、選挙期日の2日前までに各世帯に配布します。届かない場合は、選挙管理委員会事務局までご連絡ください。また、市役所、支所、公民館、連絡所にも備えてありますのでご利用ください。

## 登録保健師・看護師・栄養士の募集

保健センター等において4月からの保健事業に従事する登録保健師・看護師・栄養士を募集します。

**応募資格** 保健師または看護師、准看護師免許、管理栄養士または栄養士免許を、4月1日時点で有する方

**応募方法** 登録記入票(保健センター備え付け)に必要事項を記入の上、該当する免許証の写しを添付して提出してください。

**募集期間** 3月1日(水)～22日(水) 8:30～17:15  
 ※面接の上登録し、事業実施に応じて依頼します。  
 ※賃金および勤務条件は、職種や内容によって異なります。詳しくはお問い合わせください。

提出先・問い合わせ  
 保健センター ☎22-1590

## 阿南防災士の会 会員の募集

阿南防災士の会は、平成24年1月1日に発足し、防災・減災に係る知識と技能を結集して、阿南市の防災力向上に貢献しています。




入会の条件は、地域防災推進員養成研修を修了し、防災士の資格を有する方で、阿南市に在住または勤務する20歳以上の方となります。会費は無料です。

入会を希望される方は防災士証を持参し、3月31日(金)までに危機管理課で入会手続きを行ってください。なお、その際に連絡用のメールアドレスを確認します。



問い合わせ 危機管理課 ☎22-9191

## 皆さまの声をお聞かせください パブリックコメント(意見公募)を実施

公表資料	阿南市環境保全率先行動計画 (区域施策編) 改定版 (素案)	史跡若杉山辰砂採掘遺跡整備基本計画 (素案)
内 容	この計画は、市域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策に関する事項を定めるものです。法律の改正や本市の「ゼロカーボンシティ宣言」など、地球温暖化対策をめぐる状況の変化を踏まえ、計画の内容を見直します。	この計画は、史跡若杉山辰砂採掘遺跡を適切に保存し、未来に向け正しく継承し、地域資源として活用を図るための整備方針を定めるものです。
募集期間	2月20日(月)～3月13日(月)	3月6日(月)～17日(金)
公表場所	 市ホームページ	 市ホームページ
	企画政策課ゼロカーボン推進室 (市役所 4 階)	文化振興課 (市役所 6 階)
意見を提出できる方	・市内に在住、在勤または在学の方 ・市内に事務所または事業所を有する方	
提出方法	公表場所に備え付けの記入用紙(任意の様式も可)にご意見、氏名、住所、電話番号等を記入のうえ、電子申請、電子メール、直接提出、郵送、ファクスのいずれかの方法により、問い合わせ先まで提出してください。  電子申請	
結果の公表	計画を定めるのと同時期に頂いたご意見(個人情報除く)およびそれを考慮した結果などを、市ホームページにおいて公表します。	
問い合わせ	企画政策課ゼロカーボン推進室 〒774-8501 富岡町トノ町12番地3 ☎22-3795 FAX22-6772 e-mail:zero-carbon@anan.i-tokushima.jp	文化振興課 〒774-8501 富岡町トノ町12番地3 ☎22-1798 FAX22-1282 e-mail:kyoubun@anan.i-tokushima.jp



## 転出届はマイナポータルからも可能に!

マイナンバーカードを所有している人は、令和5年2月6日から、転出届についてマイナポータルを通じたオンラインでの届出が可能になりました。このサービスを利用する方は、転出にあたり阿南市への来庁が原則不要となります。(ただし、転出に伴う各課での手続きが必要な場合があります。)

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引越しをする方がご利用いただけます。(ご自身単身での引越しのほか、ご自身と同一世帯員、ご自身以外の世帯員の方の引越しでも利用可能です。)

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届等の手続きが必要です。



※詳しくはデジタル庁ホームページをご覧ください。 [デジタル庁ホームページ](#)

### オンラインでの転出届の手続きに必要なもの

#### ・マイナンバーカード

次の有効な電子証明書が必要です。  
利用者証明用電子証明書(暗証番号:4桁の数字)  
署名用電子証明書(暗証番号:6桁から16桁の英数字)

#### ・「スマートフォン」または「パソコン+ICカードリーダー」

スマートフォンを利用する場合はAppStoreまたはGooglePlayで「マイナポータル」と検索し、アプリをインストールして申請。  
パソコンを利用する場合は、マイナポータルサイトより申請。

## 3月の「マイナンバーカード特設窓口」(予約不要)

写真撮影等のカード申請サポートと、マイナポイント申込みのお手伝いをしています。

日程 月～金曜日(祝日を除く)および3月5日(日)、12日(日) 8:30～17:00

場所 市役所2階 市民交流ロビー

※持ち物等の詳細はお問い合わせください。

## マイナンバーカードの安全性

マイナンバーカードの安全性についてよくある質問にお答えします。

**マイナンバーカードは安全です!**

**おもて**



なりすましはできません  
顔写真入りのため、対面での悪用は困難です。

**うら**



マイナンバーを見られても  
個人情報盗まれません  
マイナンバーを利用するには、顔写真付き本人確認書類などでの本人確認が必要であるため、悪用は困難です。

オンラインの利用には  
電子証明書を使います  
マイナンバーは使いません

プライバシー性の高い  
個人情報は入っていません

ICチップ部分には、税や年金などの個人情報記載されません。健康保険証として利用する場合でも、特定健診情報や薬剤情報などがICチップに入ることはありません。

**万全のセキュリティ対策**

- 紛失・盗難の場合は、24時間365日体制で一時利用停止可能
- アプリ毎に暗証番号を設定し、一定回数間違えると機能ロック
- 不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組み

他人が悪用できないようになっているんだね!



問い合わせ 市民生活課 ☎22-1116

## 「水道の届け出」について

3月、4月は転入や転出が多い時期です。お早めに届け出をしてください。

**開栓手続き** 転入により、新しく水道をお使いになるとき

**閉栓手続き** 転出により、水道の使用を中止するとき、または長い間水道をお使いにならないとき

※市内で転居されたときは、開栓と閉栓両方の手続きをお願いします。

**変更手続き** 水道使用者の氏名住所などに変更があったとき、または水道使用者の死亡等により変更が生じたとき

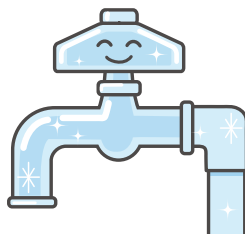
※無届けまたは不正に水道を使用している場合は、過料等をいただくことがあります。

※開・閉栓の手続きは、市ホームページでも行えますので、ご利用ください。

※水道料金の納付は、便利な口座振替をご利用ください。手続きは市内の金融機関でお願いします。

**水道の開閉栓等の受付時間**

平日8:30～17:15(土、日、祝日および12月29日～1月3日を除く)



問い合わせ

阿南市水道料金お客様センター(水道課内) ☎22-0587

## 会社を退職したときは 国民年金の 加入届が必要です

国民年金は、すべての公的年金の基礎となるものです。日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。年をとったときや、生活の安定を損なうような「万が一」の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。

会社を退職したときは、届出が必要となりますので、保険年金課までお立ち寄りください。



問い合わせ 保険年金課 ☎22-1118

## 奨学資金貸付申請の受付

奨学資金(無利子)の貸付を希望される方は、教育総務課へ申請してください。

**受付期間** 4月3日(月)～28日(金)

**申請方法**

申請書(教育総務課備え付け)を提出してください。  
申請書は市ホームページからダウンロードすることもできます。

**貸付要件** 次の要件をすべて満たす方

- ▶阿南市に1年以上住所を有し、または有していた方で、その者の主たる生計維持者が阿南市に住所を有する方
- ▶修学意欲があり、学校長が推薦する方
- ▶経済的理由により就学が困難と認められる方

**貸付金額(月額)**

- ▶高等学校(通信課程を除く・高等専門学校1・2・3年生含む) 1万円以内
- ▶高等専門学校(4・5年生)、高等学校専攻科(1・2年生) 3万円以内
- ▶大学、専修学校(高等課程および一般課程を除く)、省庁大学校(規則で定められたものに限る) 6万円以内

**募集人員**

- ▶高等学校(高等専門学校1・2・3年生含む) 5人程度
- ▶大学(高等専門学校4・5年生・高等学校専攻科1・2年生含む)、専修学校、省庁大学校 12人程度

**その他**

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が著しく減少した方等のために、貸付基準の緩和を行います。今年度の新入学生以外であっても申請することができます。また、若者の定住促進を目的に、卒業後市内に居住されている方に対し、償還額の一部を免除する制度を設けています。



問い合わせ 教育総務課 ☎22-3299



# 軽自動車税種別割のお知らせ

## 軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車等の手続きについて

- ★軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車等の登録・変更・抹消手続きはお済みですか。  
「廃車した、引っ越しして住所が変わった、他の人に譲った」などの場合は抹消・変更手続きが必要です。
- ★軽自動車税種別割は4月1日現在の所有(使用)者に課税されます。4月2日以降に廃車されても税金はお返しできません。
- ★乗用装置のあるトラクタ・コンバインなどの農耕作業用車両およびフォークリフト等の小型特殊自動車は、公道走行の有無や新車・中古車にかかわらず、軽自動車税種別割の課税対象となります。  
※所有する車両について、ナンバープレートの取得がお済みでない方は、登録手続きにお越しく下さい。

車種区分	届出先	届出に必要なもの	
原動機付自転車 (総排気量 125cc 以下)  小型特殊自動車	阿南市または 新住所地の市区町村役場	登録 ・車台番号の確認できる資料 (廃車証明書、車台番号の石ずり等) ・販売証明書または譲渡証明書 ・届出人の身分証明書	廃車 ・ナンバープレート ・届出人の身分証明書
三輪・四輪の軽自動車	新住所地の軽自動車協会 ※県内は徳島県軽自動車協会 ☎ 088-641-2010	左記の軽自動車協会へお問い合わせください。	
軽二輪 (総排気量 125cc 超 250cc 以下)  二輪の小型自動車 (総排気量 250cc 超)	新住所地の運輸事務所 ※県内は徳島運輸支局 ☎ 050-5540-2074	左記の運輸事務所へお問い合わせください。	

### 軽自動車税種別割の税額について

軽自動車等の種類、排気量、初回新規登録年月日、経過年数、燃費性能などにより定められています。

- 平成22年3月以前に初度検査を受けた三輪・四輪の軽自動車は、令和5年度から重課の対象となります。(自動車検査証に記載している初度検査年月日にご留意ください。)  
(注意)天然ガス車、電気自動車、ガソリンハイブリット軽自動車および被けん引車等、一部対象外となる車両があります。
- 平成27年4月1日以降に新車登録した三輪・四輪の軽自動車は、平成27年3月31日までに新車登録した車両と税額が異なります。
- 環境性能基準対象車両のうち、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに新車登録された車両は、令和5年度のみグリーン化特例による税額が適用されます。  
※詳しい税額等は、市ホームページをご覧ください。

### 軽自動車税種別割の減免について

身体障がい者等が所有する軽自動車について、一定要件を満たしている場合は、1人につき1台に限り減免できます。(普通自動車を所有されている方で、自動車税種別割について減免申請される場合、軽自動車税種別割の減免申請は受付できません。)

- ※毎年度申請が必要です。(納期限までに窓口または郵送での提出必要)
- ※障がいの区分・等級、軽自動車税種別割の納税義務者、利用状況等によっては受付できない場合があります。
- ※申請には、納税義務者の個人番号が必要です。

## 令和5年度 那賀川社会福社会館の講座受講生募集

那賀川社会福社会館は、市民や働く方々の福祉の増進や資質の向上を図るために設置されています。  
**講座受講の対象者** 阿南市にお住まいの方または阿南市の事業所に勤務している方(学生は除く)

**開催時期 4～9月**

**申込締切日 3月24日(金)**

※このほか、短期講座として浴衣や着付け、初級英会話、料理教室等を適宜開催します。

※教養講座は、講師の都合により開催日を変更することもあります。また、応募人数が少ない講座は開設できない場合があります。

**開催場所** 那賀川社会福社会館(那賀川町苅屋357番地1)、那賀川B&G(那賀川町今津浦向新田20番地5)、那賀川スポーツセンター(那賀川町苅屋354番地1)

	講座名	曜日	自己負担	時間	場所	募集定員
教養講座	生花	第1,3木曜 月2回	1回1,000円	18:00~21:00	那賀川社会福社会館	15人
	茶道	第2,4火曜 月2回	1回500円	18:30~21:00	那賀川社会福社会館	10人
	書道	第2,4水曜 月2回	3カ月1,000円	19:00~21:00	那賀川社会福社会館	15人
	ヨガ	第1,3火曜 月2回	-	19:30~21:00	那賀川社会福社会館	25人
	エクササイズ	第2,4日曜 月2回	-	10:00~11:30	那賀川社会福社会館	15人
クラブ活動	卓球	第1,2,3木曜 月3回	-	19:00~21:00	那賀川社会福社会館	20人
	バドミントン	毎水曜 月4回	1回500円	20:00~22:00	那賀川B&G	30人
	バスケットボール	第1,3日曜 月2回	1回200円	20:00~22:00	那賀川スポーツセンター	20人

申し込み・問い合わせ 那賀川社会福社会館 ☎42-3319  
 ※受付は平日14:00~20:00、土・日曜日は9:00~16:00(月曜、祝日は休館)です。

## 勤労女性センター 令和5年度 教養講座 受講生募集

**申込期間 3月1日(水)～** ※定員になり次第締め切ります。

**受講料** 年間1,000円 ※教材費、実習費等が別途必要です。

※新型コロナウイルス等の感染状況に応じ、感染対策を行います。

教室名	講師	開講日	定員	内容等
編み物	古岡友子	毎月 第1,3金曜日 9:30~12:00	15人	初心者の方も手作りのセーターなどに挑戦してみませんか。
三味線	佐野接子	毎月 4回 月曜日 13:00~16:00	10人	明るく元気な教室です。 初心者の方、挑戦してみませんか。 お子さまも歓迎します。
		毎月 4回 月曜日 19:00~21:30	10人	
		毎月 4回 金曜日 18:00~21:30	10人	
草木染め	岡本多恵子	毎月 第4月曜日 9:30~12:00 (12月は休み)	10人	草や藍で自然の色を染め、座布団やクッション、スカーフ、バッグを作りましょう。初心者の方も歓迎します。
生け花 (華道)	米田久甫 (久子)	毎月 第1木曜日 18:00~21:00	12人	四季の花を楽しく生ける体験をしてみませんか。 初心者の方やお子さま、親子ペアも歓迎します。
茶道 (裏千家)	計盛宗哲 (哲子)	毎月 第2,4木曜日 9:00~12:00	6人	茶の湯のこころ、楽しさを一緒に学びませんか。 初心者の方も歓迎します。
		毎月 第2,4土曜日 9:00~12:00	6人	

申し込み・問い合わせ 勤労女性センター ☎44-5611